

<アスベストQ&A集>

C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-2	石綿を取り扱う作業に従事していた場合は、無料で定期的に健康診断を受けることができる健康管理手帳制度があると聞きましたが、どこで手続きをすればよいのでしょうか。（令和5年4月1日更新）

【答】

○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康障害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。健康管理手帳の交付を受けると、指定された委託医療機関で、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。（平成21年4月1日から周辺業務も対象となりました。）

※ 対象となる離職者には、過去に石綿業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方も含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿(全体の重量の0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(直接業務)だけではなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方も対象です。直接業務の例としては次のような業務があります。

- ・ 石綿製品の製造工程における作業
- ・ 石綿の吹付け作業
- ・ 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- ・ 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（直接業務及び周辺業務が対象）
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが対象）
 - ・ 石綿の製造作業
 - ・ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・ 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。（直接業務のみが対象）

○ 問合せ先 神奈川県労働局労働基準部健康課（045-211-7353）へ

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html